

**令和6年度 福岡地方最低賃金審議会  
第2回福岡県百貨店,総合スーパー最低賃金専門部会**

**資料目次**

- 資料 1 令和6年度特定最低賃金改正決定申出状況(百貨店,総合スーパー)
- 資料 2 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書(百貨店,総合スーパー:労働者代表意見)
- 資料 3 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書(百貨店,総合スーパー:使用者代表意見)



## 令和6年度 特定最低賃金改正決定申出状況

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出 ケース		適用 労働者数 (A)	合意者 又は 協約適用 労働者数 (B)	合意者 又は 協約適用 労働者割合 (B)／(A)	協定 最低賃金額 (C)	現在の 特定最賃額 (D)	差額 (C-D)	差額率 (C)／(D)
			労働 協約	公正 競争							
令和6年6月17日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼 圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連 合会 福岡県本部 委員長 増田 隆男	○		6,290 人	3,165 人	50.3%	1,326 円	1,053 円	273 円	125.9%
令和6年6月27日	福岡県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報開 連産業労働組合連合会 福岡地方協議会 議長 久保 隆志	○		17,770 人	9,990 人	56.2%	1,117 円	1,019 円	98 円	109.6%
令和6年6月26日	福岡県輸送用機械器具製 造業	自動車総連福岡地方協議 会 議長 中野 敬介	○		26,860 人	14,823 人	55.2%	1,117 円	1,029 円	88 円	108.6%
令和6年6月26日	福岡県百貨店、総合スー パー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人	○		13,200 人	8,359 人	63.3%	1,005円	945円	60円	106.3%
令和6年7月1日	福岡県自動車(新車)小売 業	自動車総連福岡地方協議 会 販売部門連絡会 委員長 吉武 和也	○		9,780 人	6,570 人	67.2%	1,070 円	1,028 円	42 円	104.1%

※「合意者又は協約適用労働者割合」については、小数点第2位を四捨五入



## 令和6年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】百貨店，総合スーパー

令和6年度申出事業場

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数 令和6年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和6年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和5年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和4年度
使用者(事業場)	労働組合					
株式会社	労働組合 支部	令和6年4月1日	903 名	¥1,035	¥1,100	¥1,060
株式会社	労働組合	令和6年5月31日	319 名	¥1,168	¥1,101	¥1,071
株式会社	労働組合	令和6年4月1日	294 名	¥1,110	¥1,030	-
株式会社	労働組合	令和6年3月21日	365 名	¥1,072	¥1,045	¥900
株式会社	労働組合	令和6年2月21日	5,929 名	¥1,005	¥945	¥980
株式会社	ユニオン	令和6年4月17日	290 名	¥1,056	¥1,015	-
株式会社	労働組合	令和6年4月1日	259 名	¥1,138	¥1,073	¥1,026
合計			8,359 名	<b>最低</b> : ¥1,005	最低 : ¥945	最低 : ¥900

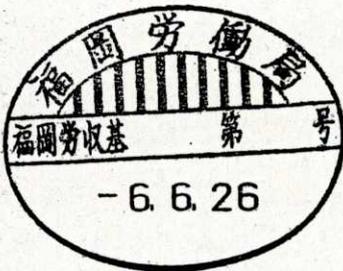


令和6年6月26日

福岡労働局  
局長 小野寺 徳子 殿

UA [redacted] 支部

支部長 西 央 [redacted]



申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正の決定を求める申出を行う事に合意し、下記の通り申し出る。

—記—

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福岡県において、百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者 13,200 名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

福岡県において百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇い入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
  - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
  - (4) 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者
- 以上 約 13,200 人

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金

4. 申出の内容

上記3の最低賃金の決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1程度に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 8,359名

福岡県の百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者数 13,200名

現在最も低い労働協約の金額 = 1,005円 (時間額)

現在適用されている法定最低賃金額 = 941円 (時間額)

6. 添付書類

(1) 労働協約の写し

最低賃金に関する協定書又は確認書等はこれまでと同様

(2) 申出合意書及び委任状

最低賃金法15条の1の規定により、福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定を求める申し出に合意し、当該申し出に係わる事項一切について、下記1の者に委任します。

(3) 福岡県における百貨店、総合スーパーの事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

(4) 所定労働時間数及び所定労働日数

百貨店、総合スーパー(J551)の最低賃金に合意する者の内訳と申出に係わる企業における労使協定の最低賃金、所定労働時間及び所定労働日数

以上

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 百貨店・総合スーパー 業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

近年の業績低迷やコロナ禍によって改正を実現できなかった分を含めて、百貨店・総合スーパーに勤める者のセーフティネットがどうあるべきか中長期的な視点と産業を代表する責任を以て、誠実で建設的な議論を行いたい！

② 理由・背景等

### ■■最低賃金法が目指す 普遍的な3つの視点に基づく引上げの必要性■■

- ・最低賃金法第一章第一条に定める「目的」の考え方に沿って、「なぜ継続的な改正が必要か」について百貨店・総合スーパーに従事する労働者の立場から説明します。
- ・その前提として、毎年、申し上げていることですが、最低賃金の改定は、個別労使間の賃上げ交渉ではなく、産業全体のセーフティネットを労使で構築する場であり、未来の流通小売り産業と福岡県民の生活に影響する責任重大な協議であるという認識を持って、ここに引上げの必要性を求めます。

① 最低賃金法の目指す目的「労働者の生活の安定」

物価上昇にしっかりと応えることを議論のスタートとしたい！

- ・福岡・北九州の消費者物価についても全国の傾向と同様に昨年より急激に上昇しており、「労働者の生活の安定」を目指す上では、セーフティネットとしての特定最低賃金を引き上げる必要が今まで以上に高まっています。

<福岡・北九州の消費者物価指数（総務省統計局発表）と特定最賃の推移>

総合	福岡市	北九州市	特定最賃推移
平成29年度平均	98.5	97.9	846 (95.1)
平成30年度平均	99.3	98.9	867 (97.5)
令和元年度平均	99.8	99.6	889 (100.0)
令和2年度平均	100.0	100.0	889 (100.0)
令和3年度平均	99.4	99.7	897 (100.8)
令和4年度平均	101.5	102.2	900 (101.2)
令和5年度平均	104.9	105.8	945 (106.2)
令和6年6月次	107.5	108.7	今回改定

- ・これまでの労使の取り組みによりなんとか百貨店・総合スーパーの特定最低賃金は維持することができていますが、流通小売業全体の賃金相場は未だに県内の他業種と比較しても低い水準にあります。
- ・流通小売業全体の「労働者の生活の安定」を目指す上では、採用市場に一番影響する百貨店・総合スーパーの最低賃金（≒採用賃金）を引き上げることが最重要であり、より一層の労使の取り組みが必要であると考えています。
- ・コロナ禍を乗り越えて、百貨店・総合スーパー各社はより少ない店頭人員で生産性を向上してきました。収益力は高まった反面、少ない店頭でのカスタム対応、感染症、防災、防犯など、リアル店舗で働くことの不安や難易度もまた高まっているのが実態です。
- ・これまでの現場の苦勞に答え、今後の最低限の生活をきっちりと下支えすることを公労使で示すことが産業を代表する私たち専門委員の最低限の責任です。今回の百貨店・総合スーパーの最低賃金の改定は、物価上昇分の引上げを実現すること最低限として議論を始めたいと思います。

## ② 「労働力の質的向上」

リアルストアにお客さまが求めるものは「ひと」の質！これは福岡の宝！

- ・福岡県の経済活動別県内総生産によれば、卸売・小売業の規模は、令和3年度において総生産の13.2%を占め16項目のうち製造業に次いで2位の位置にあり、コロナ禍にあっても2兆5780億円という、まさに福岡県を代表する産業です。
- ・百貨店・総合スーパーという産業は、卸売・小売業の中でも、お客さまの生活全般のご要望に対して、高いレベルでお応えすることが求められる職業です。
- ・そして、百貨店・総合スーパーの賃金水準は、流通小売業全体の指標として大きな影響力を持つため、福岡経済の質を左右する大切な水準になります。

### <福岡県の最低賃金と特定最低賃金の推移>

	福岡県	百総	差	製鉄	電子	輸送	車販
平成22年	692	755	+63	824 (+132)	782 (+90)	805 (+113)	797 (+105)
平成23年	695	758	+63	828	786	809	800
平成24年	701	764	+63	835	793	816	807
平成25年	712	775	+63	848	806	828	819
平成26年	727	790	+63	865	821	844	834
平成27年	743	802	+59	881	837	860	850
平成28年	765	824	+59	903	857	880	870
平成29年	789	846	+57	927	881	902	892
平成30年	814	867	+53	950	905	923	915
令和元年	841	889	+48	975	926	944	940
令和2年	842	889	+47	976	927	944	941
令和3年	870	897	+27	980	947	957	959
令和4年	900	900	±0	1,010	977	987	987
令和5年	941	945	+4	1,053 (+112)	1,019 (+78)	1,029 (+88)	1,028 (+87)

- ・福岡経済を代表する産業の指標である百貨店・総合スーパーの最低賃金は、これまでの永い歴史においては、産業を代表する公労使の責任ある取り組みによって福岡県の最低賃金よりも一定の優位性を保ってきました。
- ・しかし、近年は一部企業の業績不振などを理由に一気に改定協議が停滞し、

コロナ禍を機に優位性を失ってしまいました。特に直近の、コロナ禍での改定協議においては、業績好調の企業が少なくなかったにも関わらず、使用者側の一方的な主張によって引き上げの議論すら出来なかったことは、極めて残念な結果でした。

<福岡地域の商品販売における求人・求職の賃金と雇用情勢の推移（6月比較）>

福岡地域 商品販売 各年6月	求人賃金 下限～上限	求職者 希望賃金 平均	特定 最賃	有効 求人数	有効 求職者	有効 求人 倍率	職業 全体 倍率
平成28年	805～897	822	824	2,828	911	3.10	1.33
平成29年	823～892	841	846	3,051	866	3.52	1.50
平成30年	848～947	859	867	2,968	886	3.35	1.65
令和元年	893～1,005	898	889	2,980	907	3.29	1.59
令和2年	912～1,000	905	889	1,823	654	2.78	1.11
令和3年	923～1,091	901	897	772	893	0.86	1.09
令和4年	925～1,023	921	900	1,051	968	1.09	1.17
令和5年	947～1,038	936	945	1,494	705	2.12	1.23
令和6年	1,040～1,138	1,003	今回	1,673	791	2.12	1.13

- 商品販売の職業は常に慢性的な人手不足にあり、土日や早番遅番で働くこと、対面接客や金銭授受のストレスなど、年々敬遠されつつある傾向もありますが、やはり人手不足の根底にあるのは採用相場の低さにあります。
- 百貨店・総合スーパー、リアルストアの最大の強みはリアル接客、おもてなし、AIには出来ない客際の強さにあります。「詳しいひとに相談して買いたい」「とっておきを選んでほしい」「すぐに聞ける便利なお店がいい」「気が利いていてうれしかった」「活気があって楽しかった」・・・リアルストアが存続するためには、「ひと」のまごころと創意工夫が、スマホに勝てる唯一最大の武器であり、不透明で無機質な時代になればなるほど、これまで以上に「ひと」の質的向上が求められることは間違いありません。
- セーフティネットである最低賃金を持続的に引き上げていくことは、離職率を抑え、生活を下支えするだけでなく、「仕事は大変だけど、安心して働けるから明日もがんばろう！」という「労働者の質」を高めることにつながります。特定最賃が引き上がるというニュースは、産業全体が優位性を保ってくれているというメッセージであり、産業内において公労使で出せる唯一のメッセージです。
- また、離職を抑え質を高めるということは、企業にとっては採用・教育コストを抑えるメリットがあるものと考えます。

③ 「事業の公正な競争の確保」

私たちの産業は「ひと」が輝く産業！産業全体で「ひと」への投資を！

<福岡県内の百貨店総合スーパーの令和5年度の決算状況(百万円)>

	売上高		経常利益	
A社	124,516	113.5%	5,024	175.0%
B社	15,742	111.8%	652	前年▲385
C社	62,339	123.3%	27,875	214.3%
D社	22,521	99.8%	947	88.1%
E社	124,514	102.0%	2,908	64.3%
F社	483,339	105.2%	11,127	126.0%
G社	111,123	97.7%	91	13.2%
H社	471,166	102.4%	32,322	94.0%
I社	664,752	94.3%	27,040	129.6%

- ・福岡県内の百貨店・総合スーパーの主要企業は、コロナ禍後の来店客数の回復に加え、円安によるインバウンド需要もあり、各企業が黒字に戻すことができました。しかし、百貨店・総合スーパーともに、コロナ禍において定着したインターネット通販、物価高による消費マインドの低迷、景気や金利の動向への不安感など、コロナ禍以降も順風満帆ではありません。
- ・特に、スマートフォンの上で世界中の商品を検索できてしまう今、「ウィンドショッピングを楽しむ」「エスカレーターで上から下まで見てみよう」という行動は過去のものとなってしまう、百貨店・総合スーパー各社では、中長期的に今のビジネスモデルのままで良いのか答えを出すことが喫緊の課題となっています。
- ・そのような中、近い将来に、レジが店頭から無くなり、AIが仕入計画を立て、ドローンが品出しをしたとしても、ひとを介してお買い物を楽しんでいただく、という私たちが持つ唯一のコアコンピタンスを自ら失うことはあり得ないと考えます。むしろインターネットには出来ない価値提供という最大の武器です。
- ・最低賃金法の謳う「事業の公正な競争の確保」とは、人件費を原材料費や製造コストのように引き下げることなく、フェアで、かつ魅力ある産業として人材確保をするための下限の規制を設けることであると考えます。
- ・実質賃金を抑えてまで、企業間の競争の優位性を見出すのではなく、むしろ

る最低賃金を引き上げ、「なくてはならない産業」として魅力を高め、他産業と価値を磨きあう競争をしていかなければならないと思います。

- ・このように、企業間の競争の公平性の確保の観点から、他産業に比べてこれ以上「安く雇える産業」に陥らないためにも、特定最低賃金は「ひと」に関する重要な水準であると考えます。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 百貨店・総合スーパー業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

・2023年度百貨店・スーパーの販売額は1兆7,339億円、前年比で6.6%増加(3年連続)しており、内訳としては、百貨店が4,882億円、前年比で9.2%の増加、スーパーは1兆2,457億円、前年比で5.6%の増加となった。

・業界全体では、インバウンド需要や外出機会の増加により、高額品(特選婦人服や時計等)、衣料品、食料品が好調に推移し、百貨店の売上高もコロナ前2019年度の売上を上回った。しかしながら、好調なインバウンドは為替影響によるものであり、加えて、売れている高額品や食料品は利益率が低いことや、原材料費、水光熱費、物流費、労務費の高騰等、コスト増の要因も多いため、売上は回復しても利益水準は回復していない。これは、インバウンド需要が減少しコスト増が続くと、経営環境は一気に悪化する可能性を秘めており、先行きは不透明な状況にあると言わざるを得ない。特に、地方店はインバウンドの恩恵が余り見込めない上、コスト増の要因は都市部と同様に多いため、苦しい経営状況が続いている。

・そのような中、当業界において人財の確保・定着は極めて重要な課題であり、労働人口の減少が予測される中、初任給の引き上げやベースアップの実施、給与体系の見直し等、各社は自社の企業実態に応じて出来得る限りの施策を講じている。しかし

ながら、その前提となるのは企業の存続・成長であり、企業の体力（支払い能力）や利益を度外視して賃金を引き上げることは、逆に企業力を弱めることになり、結果として人員削減や賃金カット等、本末転倒な施策に繋がりがねない。そのような事態を避けるためにも、給与水準は各社の企業実態に応じて決定されるべきものであり、一律に最低賃金を引き上げ続けるべきではないと考える。

・また、最低賃金を引き上げる以外でも、休日日数の増等による総実労働時間の短縮、育児（介護）を行いながらもキャリアをあきらめることなく働くことができる環境の整備、女性活躍の推進、シニア世代の活躍に向けた諸制度の整備等、働きやすく、魅力的な職場環境を実現することは可能であり、それが当業界で働くことを希望する者を増やすことに繋がるものと考えます。

・以上のことより、百貨店、総合スーパーの特定賃金においては、特定賃金そのものの必要性について、十分な論議が必要であると考えます。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。